

固定資産税を 知ろう

固定資産税の納税通知書・課税明細書を発送

市では、平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、4月中旬に発送。同封の「平成23年度固定資産税・都市計画税のしお

土地・家屋価格などの縦覧帳簿を公開

市では、平成23年度の市内の土地や家屋の評価額などを公開。個人情報保護のため、本人確認を実施。

- 日時 4月1日（金）5月2日（月）午前8時30分～午後5時
- *土・日曜日、祝日を除く
- 場所 市役所本館1階・税務課⑥番窓口、大島行政センター
- 縦覧できる人
- ▽土地価格等縦覧帳簿Ⅱ土地で課税されている人
- ▽家屋価格等縦覧帳簿Ⅱ家で課税されている人
- 持参品 運転免許証や納税通知書、課税明細書など納税義務者本人の確認ができるもの
- *代理人は委任状が必要

固定資産税の減額措置の種類

【耐震改修に伴う減額措置】

平成27年12月31日までに、一定の耐震改修がされた住宅には、改修が終了した年ごとに定められた期間の固定資産税額を120平方メートル分までを限度に2分の1減額。

- 要件
- ▽改修する住宅が昭和57年1月1日以前からある住宅であること
- ▽現行の耐震基準に適合した工事で、自己負担額が30万円以上のもの
- 手続き方法
- 改修後3カ月以内に次の書類を添付して、税務課まで申告を
- ①現行の耐震基準に適合した工事である証明書
- *建築士や指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などから発行される証

明書

- ②改修工事の明細書（工事内容と費用を確認できるもの）
- ③領収書の写し
- ④耐震改修に伴う固定資産税減額の申告書（税務課で入手可）

*現行の新築住宅特例やバリアフリー改修の減額措置などと併せて減額を受けることはできません

【住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置】

平成25年3月31日までに、一定のバリアフリー改修がされた住宅には、翌年度分のみ固定資産税額を100平方メートル分までを限度に3分の1減額。

- 要件
- ▽改修する住宅が、平成19年1月1日以前からある住宅（住居部分が2分の1以上、貸家住宅を除く）であること
- ▽次のいずれかの人が居住していること
- ①改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日の年齢が65歳以上の人が受けている人
- ②要介護認定が要支援認定を受けている人
- ③障がい者（知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、戦傷病者、被爆者など）
- ▽次の工事で、補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの
- ①介助用の車椅子で容易に移動するために、通路か

出入口の幅を拡張する工事

②階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限り）か改良で、勾配を緩和する工事

③浴室を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの

◇入浴かその介助を容易にするために、浴室の床面積を増やす工事

◇浴槽の高さを低いものに取り替える工事

◇固定式の移乗台、踏み台、そのほかの高齢者などの浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

◇高齢者などの体の洗浄を容易にする水栓器具を設置するか、同器具に取り替える工事

④便所を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの

◇排せつか、その介助を容易にするために、便所の床面積を増やす工事

◇便器を座便式のものに取り替える工事

◇座便式の便器の座高を高くする工事

⑤便所、浴室、脱衣室そのほかの居室や玄関と、これらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

⑥便所、浴室、脱衣室そのほかの居室や玄関と、これらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事

*勝手口そのほか屋外に面する開口の出入口や、上

がりがまち（窓や障子など）

固定資産税Q&A

固定資産税で、問い合わせの多いものを紹介します。

●問 固定資産税とはどんな税金ですか。

●答 毎年、1月1日を基準日（課税要件を確定させる現在日）とし、その年の4月1日から始まる年度分の税として課税される市税のことです。つまり、平成23年度の固定資産税は、平成23年1月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

●問 平成23年中に土地や建物を買っても、平成23年1月1日現在の所有者が23年度の納税者になります。

●問 固定資産の評価額は、毎年3月末までに、固定資産評価基準に基づいて決定します。その評価額を基に算

出された課税標準額に税率をかけた額が、固定資産税の税額になります。

●問 平成19年9月に一戸建て住宅を新築しましたが、なぜ今年から固定資産税が高くなったのですか。

●答 新築の住宅の場合、一定の要件を満たせば、固定資産税が課税される年から3年間（居住部分の120平方メートルまで）、新築住宅の軽減で家屋の税額が2分の1に減額されます。

●問 この場合は、平成20～22年度分の税額が減額され、23年度からは本来の税額に戻ったわけです。なお、マンションなどの3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は、軽減措置が5年間です。

●問 平成22年8月に住宅を壊しましたが、なぜ今年から土地の固定資産税が高くなったのですか。

●問 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地」に対する課税標準の特例が適用され固定資産税が減額されます。しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると特例の適用から外れてしまいます。

●問 昨年までは納税通知書が送付されなかったのに、今年送られてきたのはどうしてですか。

●答 市内に同一の人が所有する固定資産で、土地や家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。しかし今回、課税標準額がその金額を超えたため課税の対象となり、納税通知書が送付されたと思われます。

●問 どの周囲の細長い枠と浴室の出入口の段差を小さくする工事を含む

⑦出入口の戸を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの

- ◇開き戸を引き戸、折れ戸などに取り替える工事
- ◇開き戸のドアノブをレバーハンドルなどに取り替える工事
- ◇戸に戸車など戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ⑧便所、浴室、脱衣室そのほかの居室や玄関と、これらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取

- り替える工事
- 手続き方法 改修後3カ月以内に次の書類を添付して、税務課まで申告を
- ①納税義務者の住民票の写し（不要の場合あり）
- ②居住者要件を満たしていることが確認できる書類
- *次のうちいずれか1つ
- ◇住民票の写し（不要の場合あり）
- ◇介護保険被保険者証の写し
- ◇療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳と被爆者手帳などの写し
- ③改修工事の明細書（工事内容と費用を確認できるもの）
- *工事内容などが確認できない場合は、建築士、登録性能評価機関などから発行される証明書
- ④改修箇所の改修前と改修後の図面と写真

【ページへつづく】

宗像市の
介護予防拠点施設

杏いきいき広場

楽しく健康づくり、
仲間づくりをしましょう！

開催日時：第2・第4木曜日の10時～（2時間程度）
参加費用：資料代200円
内容：毎回、体操と脳のトレーニングを実施します！
送迎も致します。ご相談下さい！

『杏いきいき広場』はこんな方々が集う場所です！！

- ◆ ざっくばらんな雰囲気、気軽に楽しく介護予防したい！
- ◆ 仲間をいっぱい作って、一緒に生きがいづくりなど元気生活をしたい！
- ◆ 運動する機会が少ないので、高齢者でもできる運動を教えて欲しい！
- ◆ 脳のトレーニングをして認知症を予防したい！
- ◆ 医療や介護の事で色々な相談をしたい！

お問合せ・お申し込み
医療法人豊資金
ハイマート杏

宗像市田野 1370-2（玄海ロイヤルホテル奥）
0940-38-7500（担当：松本）

ホームページも是非
ご覧下さい！